

新潟市秋葉区農業委員会 7 月定例総会議事録

1 開催日時 平成 29 年 7 月 31 日（月）午後 3 時 30 分から午後 4 時 20 分

2 開催場所 秋葉区役所 401 会議室

3 出席委員 (15 人)

農政振興部会長職務代理者	1 番	坂上 静男
会長	3 番	小倉 栄造
委員	4 番	高野 謙一
農地部会長	5 番	阿部 信行
委員	6 番	高橋 昇
委員	7 番	吉田 信雄
農地部会長職務代理者	8 番	松田 洋一
委員	9 番	鈴木 儀一
委員	10 番	笠原 綱生
委員	11 番	高山 直興
委員	12 番	佐藤 千穂子
委員	13 番	砂原 剛
農政振興部会長	14 番	佐藤 英一
委員	15 番	大竹 玲子
委員	16 番	柏木 宏

4 欠席委員

2 番 平野 榮治

5 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

11 番 高山 直興
12 番 佐藤 千穂子

第 2 議事

議案第 14 号 新潟市農用地利用集積計画の決定について

議案第 15 号 農地法第 3 条許可申請に関する意見決定について

報告事項 農地の転用事実に関する照会書について

報告事項 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について

報告事項	農地法第4条転用届出に関する受理について
報告事項	農地法第5条転用届出に関する受理について
報告事項	農地所有適格法人の要件確認の報告について

6 農業委員会事務局職員

事務局長	佐藤 敏宏
事務局次長	山田 光行
農地係長	田中 学
農地係	笹川 純衛
農地係	藤田 尚義
農政振興係長	白川 文夫

佐藤事務局長	<p>お疲れ様です。定刻になりましたので、ただ今から新潟市秋葉区農業委員会、平成29年度7月定例総会を開会いたします。</p> <p>それでは、最初に小倉会長からご挨拶をいただきます。</p>
会長	<p><挨拶></p>
局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、議事日程に従いまして議事に入らせていただきます。</p> <p>なお、本日は、2番平野委員から欠席届をいただいておりますが、会議は農業委員会会議規則第4条により定足数を満たし成立しています。</p> <p>それでは、同規則第5条の規定により、小倉会長から議長を務めていただきます。よろしく願いいたします。</p>
議長（小倉会長）	<p>それでは最初に議事録署名委員についてお諮りいたします。</p> <p>議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p> <p>（異議なし）</p>
議長	<p>皆さんから異議がありませんので11番・高山委員、12番・佐藤千穂子委員を指名いたします。よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、議案として提案されている案件に入ります。</p>
議長	<p>議案第14号、新潟市農用地利用集積計画の決定について、事務局の説</p>

明をお願いいたします。

事務局
(白川係長)

議案書 1 ページ、議案第 14 号、新潟市農用地利用集積計画の決定についてをご覧ください。

新津地区の売買が 1 件であります。

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしております。

2 ページをご覧ください。

新潟市農用地利用集積計画の公告について、依頼案でございます。

農業経営基盤強化促進法第 19 条に基づく公告依頼年月日は平成 29 年 8 月 15 日となります。

3 ページには地区別実績表を添付いたしました。

以上です。

議長

ただ今の説明に対し、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

ご質問、ご意見がありませんので、事務局説明のとおり、新潟市農用地利用集積計画の決定について決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

皆さんから異議なしの声がありましたので取りまとめたいと思います。本案件について原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第 14 号は原案のとおり決定しました。

議長

それでは次に移ります。

議案第 15 号、農地法第 3 条許可申請に関する処分決定について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局
(笹川副主幹)

最初に議案書の訂正があります。追加議案書、農地法第 3 条の議案番号が「1」となっていますが、目次の番号にあるように「15」ですので「15」に訂正願います。

それでは、これより本案件の説明をいたします。

今回は農地法第4条、5条の申請はありませんでしたので、追加議案書の1ページ、農地法第3条について説明いたします。

追加議案第15号、農地法第3条許可申請に関する意見決定についてであります。

1ページ、番号1です。

金津地区におきまして、譲受人が畑1筆、約1アールを贈与により取得し耕作するものです。

申請理由は、譲渡人が自己の農地を整理するためです。

譲受人の経営面積は、約1,804アールです。

申請農地は、市街化調整区域内にある農振農用地区域外の農地です。

なお、転用行為の妨げとなる権利を有する者はありません。

贈与ですので、10アール当たりの対価はありません。

また、農地部会に付されております。

次に、番号2です。

大蔵地区におきまして、譲受人が田3筆、約12アールを贈与により取得し、耕作するものです。

申請理由は、譲渡人が近年体調を崩し思うように農業が続けられなくなったため、規模縮小を考え本家へ贈与するためのものです。

譲受人の経営面積は、約540アールです。

申請農地は、市街化調整区域内にある農振農用地区域内の農地です。

なお、転用行為の妨げとなる権利を有する者はありません。

贈与ですので、10アール当たりの対価はありません。

また、農地部会に付されております。

続いて、番号3です。

小須戸地区におきまして、譲受人が畑2筆、約11アールを贈与により取得し耕作するものです。

申請理由ですが、譲渡人は高齢になり思うように畑の維持・管理することができなくなったためであり、譲受人は野菜・花木の農地拡大を考えていたため贈与による譲り受けをすることにしたとのこととです。

譲受人の経営面積は、約125アールです。

申請農地は、市街化調整区域内にある農振農用地区域内の農地です。

なお、転用行為の妨げとなる権利を有する者はありません。

贈与ですので、10アール当たりの対価はありません。

また、農地部会に付されております。

以上、この3件の申請については農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしております。

以上です。

議長

ただ今の事務局からの説明に対し、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

皆さんからご質問、ご意見がありませんので、次に本件で農地部会が開かれておりますので、阿部農地部会長から部会報告をしていただきます。

農地部会長

農地部会報告をいたします。

調査年月日は、平成 29 年 7 月 26 日です。

付託件数は、農地法第 3 条許可申請の委員会処分決定が 3 件であります。

追加議案書 1 ページ 1 番です。

贈与の案件で、譲受人より事情聴取しました。

まず、譲受人よりこのたびの申請に至った理由について説明してもらいました。

それによりますと、本家から家の隣の農地を整理したいとの話があり、このたび贈与で受けることにしたと言っていました。また、この話は 30 年前からのことであるとも言っていました。

次に、農地部会長の私から、柿畑もあるようなので手入れもお願いしておきました。

最後に、私から許可になりましたら申請どおり転用するよう伝えました。

譲受人、了解しました

続いて、1 ページ 2 番です。

贈与の案件で、譲受人より事情聴取しました。

まず、譲受人よりこのたびの申請に至った理由について説明してもらいました。

それによりますと、譲渡人を分家に出すとき田んぼを贈与したが、2 年前から譲渡人の体調が悪く、田んぼを返したいとの事でした。

次に、農地部会長の私から現地確認をしたところ、きれいに耕作されておりました。

周辺の耕作地を聞いたところ、5 町あり、農地集積にも良いことだと言っておきました。

最後に、私から許可になりましたら申請どおり耕作するよう伝えました。

譲受人、了解しました。

次に、3番です。

贈与の案件で、譲受人より事情聴取しました。

まず、譲受人よりこのたびの申請に至った理由について説明してもらいました。

それによりますと、ここは堤外地の農地で、譲渡人が高齢になり畑の管理が困難なため譲り受けることにしたと言っていました。

次に、農地部会長の私から現地確認をしており、併せて、水害のことを聞いたところ、自分は花木が主体でボケは水に強いと言っていました。

高山委員から、堤外地は耕作放棄が増えている中で、譲受人はがんばっているとの意見がありました。

最後に、許可になりましたら申請どおり耕作するよう伝えました。

譲受人、了解しました。

以上、報告を終わります。

議長

ただ今の農地部会報告について、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

ご質問、ご意見がありませんので、事務局の説明並びに部会報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

皆さんから異議なしの声がありましたので取りまとめたいと思います。本案件について原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第15号は、許可相当として意見決定することとしました

議長

それでは、次に報告事項に移ります。

報告事項、

農地の転用事実に関する照会書について

農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

農地法第4条転用届出に関する受理について

農地法第5条転用届出に関する受理について

事務局
(笹川副主幹)

農地所有適格法人の要件確認の報告について
一括して事務局の説明をお願いします。

4 ページをお願いいたします。

報告事項、農地の転用事実に関する照会書についてであります。
法務局からの照会で非農地として1件回答いたしました。

5、6 ページをお願いいたします。

報告事項、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
であります。

記載のとおりの内容で11件受理いたしました。

7 ページをお願いいたします。

報告事項、農地法第4条転用届出に関する受理についてであります。
記載のとおりの内容で3件受理いたしました。

8 ページをお願いいたします。

報告事項、農地法第5条転用届出に関する受理についてであります。
記載のとおりの内容で3件受理いたしました。

以上です。

(藤田主事)

お疲れ様です。

続いて議案書の9ページをご覧ください。

農地所有適格法人の要件確認の報告についてであります。

説明に入る前に、この報告書は総会への報告日が7月31日となっておりますが、7月31日現在の報告書ではなく、提出時の報告書を基にして作成しておりますので、その旨ご承知置きください。

農地法第6条及び同法施行規則第58条第1項の規定により、農地所有適格法人は毎事業年度の終了後3カ月以内に事業状況等を農業委員会に報告することになっており、農業委員会は内容を審査し、要件を欠く恐れのある場合、勧告することになっております。

平成28年度の報告書を受理した秋葉区内の農地所有適格法人は、1番から9番の農地所有適格法人であり、2つの法人が新たに加入となりました。

表の中で、2番目の白銀カルチャーの売り上げに占める割合が98.9%になっております。残りの1.1%の売り上げ内訳ですが、民間の会社からの除草作業受託分でございます。

そして、8番・9番は、新しく加入されました(株)北日本食彩・(株)グリーンズグリーンです。

8番の北日本食彩の主要農産物は、そ菜、ハウストマトの生産であります。

圃場は、大関地内で親関駅前信号機を超えて磐越西線下を通ってすぐ左側にハウスがあります。そこが圃場であります。

9番のグリーンズグリーンの主要農産物は、花卉花木、苔の育成・生産であります。

圃場は、臼井橋の手前で、子成場氏子会館の国道460号線側と朝日地区で前に牛の放牧を行った場所の2か所あります。

今回の報告書では、全ての法人が要件を全て満たしており、各法人とも要件の適否の欄は適と記載されていますように、要件に適合していることを確認しましたので、報告をさせていただきます。

以上です。よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に対し、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

皆さんからご質問がないようです。以上は報告案件ですのでご了解いただきたいと思います。

議長

それでは、以上をもちまして、議事を終了いたします。

(異議なし)

議長

それでは、これで平成29年度7月定例総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

議事録に相違ないことを認める。

議 長 小 倉 栄 造

署名委員 高 山 直 興

署名委員 佐 藤 千穂子